

## 香川大学における組織・運営等の内部質保証に関する方針

令和6年4月23日制定

企画・評価・ダイバーシティ担当理事

### 第1 趣旨及び目的

本方針は、国立大学法人香川大学における内部質保証に関する方針第3に基づき、香川大学における組織・運営等の内部質保証の方針について定める。

組織・運営等の内部質保証は、香川大学の組織・運営等に関する恒常的・継続的な点検・評価を行い、課題と成果を把握し、改善・向上に努めるとともに、結果を公表し説明責任を果たすことを目的とする。

### 第2 点検・評価項目

組織・運営等の内部質保証は、以下の項目を対象に実施する。

- (1) 教育研究上の基本組織
- (2) 内部質保証
- (3) 財務運営、管理運営及び情報の公表

### 第3 実施体制

組織・運営等の内部質保証は、分野責任者（企画・評価・ダイバーシティ担当理事）のもと、法人本部及び監査室（以下「法人本部等」という。）並びに各学部及び研究科（以下「部局等」という。）が連携して実施する。

### 第4 実施手順

#### 1 点検・評価及び改善の実施

(1) 法人本部等及び各部局等は、本方針が定める点検・評価項目及び別表のチェックリストにしたがい、別に定める「自己点検・評価シート」を作成し、また必要に応じて改善案等を作成するものとする。法人本部等及び各部局等は、担当理事・副学長及び各部局等の長の承認を経た上で、分野責任者へ報告する。

(2) 分野責任者は、法人本部等及び各部局等が作成した「自己点検・評価シート」の内容及び改善案等を精査し、必要に応じて見直しを図ったうえで、法人本部等及び各部局等へ改善案の実行を指示するものとする。

(3) 法人本部等及び各部局等は、分野責任者の指示に基づき改善を実施するものとする。

#### 2 点検・評価及び改善の実施状況の点検

分野責任者は、法人本部等及び各部局等が行った点検・評価及び改善内容を受けて、点検・評価及び改善が適切に実施されているかを点検し、「国立大学法人香川大学における内部質

保証に関する方針」の定める統括責任者へ報告する。

### 3 統括責任者からの改善指示への対応

分野責任者は、統括責任者から改善指示を受けた場合は、法人本部等及び各部局等に対して改善指示を行うとともに、必要な指導・助言を行うものとする。

### 第5 周期

点検・評価は、概ね2～3年に一度実施するものとする。

### 第6 情報の公表

本方針及び本方針に基づく点検・評価及び改善の状況については、原則として公表するものとする。

### 第7 その他

分野責任者は、本方針の改訂を行った場合は、大学評価委員会に報告するものとする。